

第6号議案

件 名	栃木県学校通信教育に関する規則の一部改正について
提案理由	県立学悠館高等学校通信制課程の定員について、在籍生徒数の増加に伴い、定員を450名から600名に増加させることとする。

「栃木県学校通信教育に関する規則」の一部改正について

高校教育課

1 改正の趣旨

県立学悠館高等学校通信制課程の定員について、在籍生徒数の増加に伴い、定員の改正を行う。

2 改正の概要

(1)規則第3条（生徒の定員）関係

第3条の表栃木県立学悠館高等学校の項中「450名」を「600名」に改める。

3 施行期日

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

○栃木県学校通信教育に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 9 月 日

栃木県教育委員会教育長 阿 久 澤 真 理

栃木県学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

栃木県学校通信教育に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（生徒の定員） 第 3 条 通信制の課程を置く学校（以下「実施校」という。）の科名及び生徒の定員は、次のとおりとする。 栃木県立宇都宮高等学校 略 栃木県立学悠館高等学校 普通科 男女 <u>600名</u>	（生徒の定員） 第 3 条 通信制の課程を置く学校（以下「実施校」という。）の科名及び生徒の定員は、次のとおりとする。 栃木県立宇都宮高等学校 略 栃木県立学悠館高等学校 普通科 男女 <u>450名</u>

附 則

この規則は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

（高校教育課）

栃木県学校通信教育に関する規則（昭和 46 年栃木県教育委員会規則第 5 号）の一部を改正する規則案新旧対照表

改正後	改正前
〈生徒の定員〉 第 3 条 通信制の課程を置く学校（以下「実施校」という。）の科名及び生徒の定員は、次のとおりとする。 栃木県立宇都宮高等学校 略 栃木県立学悠館高等学校 普通科 男女 <u>600 名</u>	〈生徒の定員〉 第 3 条 通信制の課程を置く学校（以下「実施校」という。）の科名及び生徒の定員は、次のとおりとする。 栃木県立宇都宮高等学校 略 栃木県立学悠館高等学校 普通科 男女 <u>450 名</u>